○農林水産省
経済産業省告示第三号
国土交通省

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則（平成十七年農林水産省経済産業省国土交通省令第一号）第二条第一項第四号ロ並びに同条第二項第六号ロ、ニ、ホ及びヘ(3)並びに第七号ハの規定に基づき、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則第二条第一項第四号ロの主務大臣の定める基準等を次のとおり定め、平成二十八年十月一日から適用する。

平成二十八年九月三十日

農林水産大臣　山本　有二
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則第二条第一項第四号ロの主務大臣の定める基準等

（到着時刻表示装置の基準）

第一条　流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第二条第一項第四号ロの主務大臣の定める基準は、映像面の最大径が三十八センチメートル以上の表示器又は特定流通業務施設内の作業に従事する者の携帯用の表示器であることとする。

（搬入用自動運搬装置の基準）

第二条　規則第二条第二項第六号ロの主務大臣の定める基準は、荷揚げ能力が毎時三百トン以上のものであることとする。

（くん蒸ガス循環装置の基準）

第三条　規則第二条第二項第六号ニの主務大臣の定める基準は、臭化メチルの投薬後二時間以内に当該臭化メチルを均一化するものであることとする。

（くん蒸ガス保有力の基準）

第四条　規則第二条第二項第六号ホの主務大臣の定める基準は、くん蒸ガス保有力が五十五パーセント以上のものであることとする。

（特定搬出用自動運搬装置の基準）

第五条　規則第二条第二項第六号ヘ(3)の主務大臣の定める基準は、搬出能力が毎時百トン以上のものであることとする。

（強制送風式冷蔵装置の基準）

第六条　規則第二条第二項第七号ハの主務大臣の定める基準は、圧縮機を駆動する電動機の定格出力が三・七キロワット以上のものであることとする。

○経済産業省告示第二百四十七号

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）第二十一条の二第五号の規定に基づき、経済産業大臣が別に告示する要件を次のように定め、平成二十八年十月一日から施行する。

平成二十八年九月三十日

経済産業大臣　世耕　弘成

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第二十一条の二第五号に規定する別に告示する要件は、次のいずれかに該当することとする。

一　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第十七条第三項の規定の適用を受けようとする年度の前々年度（以下「申請前年度」という。）に係るエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号）様式第九特定一第四表に記載するエネルギーの使用に係る原単位の五年度間平均原単位変化又は電気需要平準評価原単位の五年度間平均原単位変化が九十九パーセント以下であること。

二　申請前年度において、工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（平成二十一年経済産業省告示第六十六号）別表第六の事業の欄に掲げる事業の種類に応じ、それぞれ、同表のベンチマーク指標の欄に掲げる指標に基づき算出される値が、同表の目指すべき水準の欄に掲げる水準を達成していること。

○経済産業省告示第二百四十八号

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成二十八年経済産業省令第四十九号）附則第九条の規定に基づき、回避可能費用単価等を定める告示（平成二十四年経済産業省告示第百四十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年九月三十日

経済産業大臣　世耕　弘成

第四条第一項第一号の表九州電力株式会社の項中「六・六〇円」を「六・六六円」に改め、同項第二号イ中「八・七七円」を「八・七八円」に改め、同条第二項第一号の表九州電力株式会社の項中「九・五四円」を「九・六二円」に改める。

附　則

この告示による改正後の規定は、電気事業者が平成二十八年十月一日以後に特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金の額の算定から適用し、電気事業者が同日前に特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金の額の算定については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第千百二号

平成二十九年度における公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第十六条第二項の規定による近傍同種の住宅の家賃及び同法第四十四条第一項の規定による譲渡の対価に係る公営住宅法施行規則（昭和二十六年建設省令第十九号）第二十三条に基づき国土交通大臣が地域別に定めた率を次のように定めたので、告示する。

平成二十八年九月三十日

国土交通大臣　石井　啓一

住宅の構造	建設年度	北海道地区に適用される率	東北地区に適用される率	関東地区に適用される率	北陸地区に適用される率	中部地区に適用される率	近畿地区に適用される率	中国地区に適用される率	四国地区に適用される率	九州地区に適用される率
耐火	昭和二一	—	五〇・二	五二・八	四九・二	五二・三	五二・五	四六・二	五四・五	五一・四七
	二二	—	二九・五	三二・二	二九・四	三二・一六	三二・九	二七・八〇	三二・七	三〇・七一
	二三	—	一五・七	一六・九二	一五・四五	一六・八五	一六・七	一四・五八	一七・一三	一六・一〇
	二四	一〇・〇四	一五・三	一六・三六	一四・九四	一六・二八	一六・三三	一四・〇六	一六・五八	一五・五五
	二五	九・三三	一四・〇三	一五・〇五	一三・九七	一四・九七	一四・九五	一二・九三	一五・二四	一四・二七
	二六	九・四五	一三・七三	一三・〇六	一三・三三	一三・四六	一三・四五	一一・六三	一四・三九	一三・七七
	二七	八・七一	一一・五五	一二・〇六	一一・三三	一二・四六	一二・八四	一一・一〇	一三・一二	一二・九八
	二八	七・二七	九・九二	一〇・三五	九・八〇	一〇・五八	一〇・六一	九・六五	一〇・六三	一〇・〇五
	二九	七・一五	八・七一	九・四九	八・九八	一〇・一三	九・九四	八・八四	九・四二	九・〇八
	三〇	七・八九	九・二四	八・八五	八・八五	一〇・六四	一〇・二四	九・三六	一〇・〇九	一〇・〇六
	三一	七・八三	八・九七	九・四四	八・九九	九・九八	九・四九	九・〇七	九・九七	八・八〇
	三二	七・八三	八・二九	八・八四	八・一七	八・九三	八・九五	八・三七	九・四五	七・八七
	三三	八・四五	八・一五	八・八八	八・三	八・八三	九・一三	八・三七	九・五八	八・二九
	三四	八・〇九	七・九二	八・三六	七・八四	八・三〇	八・七八	八・二五	九・二七	八・七一
	三五	七・〇九	七・二四	七・九六	七・七	七・五〇	八・一〇	七・二四	八・三六	八・〇九